

# 死んだ野鳥を見つけたら

死んだ野鳥は**素手で触らないで**下さい。

野鳥の体内や羽毛などには、細菌や寄生虫などの病原体があることがあります。

死んだ野鳥の**数や種類によっては**、  
検査が必要になる場合があります。

(※裏面をご覧ください。)

**お近くの市町村や県民局までご連絡下さい。**

県の連絡先はこちら

- 東部農林水産局林業振興担当  
電話 088 - 626 - 8582
- 南部総合県民局 保健福祉環境部(阿南)  
電話 0884 - 28 - 9862
- 西部総合県民局 保健福祉環境部(美馬)  
電話 0883 - 53 - 2060
- 徳島県 鳥獣対策・ふるさと創造課  
電話 088 - 621 - 2262
- 休日・夜間は  
電話 088 - 621 - 2057

市町村等連絡先  
詳細はこちら



## 野鳥は様々な原因で死亡します

野鳥は、餌が取れずに衰弱したり、環境の変化や事故などで死んでしまうことも多くあります。野鳥が死んでいても**すぐに鳥インフルエンザを疑う必要はありません**。

検査の必要が無い死亡野鳥(スズメ, ハト等)の場合は、素手で触らず、手袋を付け、ビニール袋等に入れた上で、封をして一般ゴミとして処分して下さい。

## 人への感染について

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、**通常では人に感染しないと考えられています**。日常生活において、野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをすれば、過度に心配する必要はありません。

## 皆さまへのお願い

- 野鳥のフンが靴底や車に付くことで、ウイルスが他の地域へ運ばれてしまうおそれがあります。野鳥に近づきすぎないようにするほか、野鳥が多い水辺(ため池や河川など)には、なるべく近づかないよう配慮をお願いします。
- やむを得ず野鳥の生息地に近づいた場合等は、野鳥のフンを踏まないよう注意して、必要に応じて靴底や車のタイヤなどを、アルコール等で消毒して下さい。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、捕まえようとするのは避けて下さい。

※死亡野鳥の検査は、環境省が策定した『**野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル**』に基づき実施します。

検査は、主に**猛禽類やカモ類などの水鳥**、その他、**鳥が複数羽死んでいる場合**などに行います。

## 鳥インフルエンザに係る死亡野鳥についての相談窓口

県	午前8時30分から午後6時15分まで（休日，土曜を除く）	
	農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課 鳥獣対策担当	088-621-2262
	東部農林水産局（徳島） 林業振興担当	088-626-8582
	南部総合県民局 保健福祉環境部（阿南）	0884-28-9862
	西部総合県民局 保健福祉環境部（美馬）	0883-53-2060
※休日・夜間の連絡先(県庁衛視室)		088-621-2057
市町村	徳島市 農林水産課	088-621-5248
	鳴門市 農林水産課	088-684-1154
	小松島市 農林水産課	0885-34-9292
	勝浦町 農業振興課	0885-42-1505
	上勝町 産業課	0885-46-0111
	佐那河内村 企画政策課	088-679-2973
	石井町 産業経済課	088-674-1118
	神山町 産業観光課	088-676-1118
	松茂町 産業環境課	088-699-8714
	藍住町 建設産業課	088-637-3120
	北島町 まちみらい課	088-698-9806
	板野町 産業課	088-672-5994
	上板町 産業課	088-694-6806
	吉野川市 農林業振興課	0883-22-2228
	阿波市 農業振興課	0883-36-8720
	阿南市 農林水産課	0884-22-1598
	那賀町 環境課	0884-62-1192
	美波町 産業振興課	0884-77-3617
	牟岐町 産業課	0884-72-3419
	海陽町 農林水産課	0884-76-1511
	美馬市 農林課	0883-52-5609
つるぎ町 産業経済課	0883-62-3111	
三好市 農林政策課	0883-72-7617	
東みよし町 産業課	0883-79-5339	